

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第1編	共通編	第1編	共通編		
第1章	総則	第1章	総則		
第1節	総則	第1節	総則		
1-1-1-2	用語の定義	1-1-1-2	用語の定義		
50. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	50. <u>常駐</u> 51. <u>専任</u> 52. JIS規格	<u>常駐</u> とは、 <u>現場施工の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していることをいう。（契約書第10条第2項）</u> <u>専任</u> とは、 <u>他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該現場に係る職務にのみ従事することをいう。</u> JIS規格とは、日本工業規格をいう。	追記	令和2年4月
1-1-1-6	コリンズ（CORINS）への登録	1-1-1-6	コリンズ（CORINS）への登録		
	受注者は、受注時又は変更時において工事契約金額が500万円以上の工事について、工事实績情報 <u>サービス</u> （コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を <u>作成し</u> 監督員の <u>確認</u> を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内		受注者は、受注時又は変更時において工事契約金額が500万円以上の工事について、工事实績情報 <u>システム</u> （コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として <u>作成した</u> 「登録のための確認のお願い」を <u>コリンズから監督員にメール送信し</u> 、監督員の <u>確認</u> を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、	文書修正	令和2年4月

	<p>に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事契約金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録<u>するものとする</u>。 <u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事契約金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」<u>が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</u> なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できる。</p>		<p>日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事契約金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録<u>しなければならない</u>。また、登録機関発行の「登録内容確認書」<u>は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</u>なお、変更時と完成時の間が 10 日間（<u>土曜日、日曜日、祝日等を除く</u>）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できる。<u>また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合も同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認</u>を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>
<p>1-1-1-7</p>	<p>施工体制台帳</p>	<p>1-1-1-7</p>	<p>施工体制台帳</p>		
<p>1. 一般事項</p>	<p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 <u>27</u> 年 <u>3</u> 月 <u>30</u> 日付け国官技第 <u>325</u> 号、国営整第 <u>292</u> 号、平成 27 年 3 月 27 日付け国港技第 123 号、平成 27 年 3 月 16 日付け国空安保第 763 号、国空交企第 643 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1. 一般事項</p>	<p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 <u>30</u> 年 <u>12</u> 月 <u>20</u> 日付け国官技第 <u>62</u> 号、国営整第 <u>154</u> 号、平成 27 年 3 月 27 日付け国港技第 123 号、平成 27 年 3 月 16 日付け国空安保第 763 号、国空交企第 643 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>発行日修正</p>	<p>令和2年4月</p>

1-1-1-15	調査・試験に対する協力	1-1-1-15	調査・試験に対する協力		
2. 公共事業労務費調査	(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	2. 公共事業労務費調査	(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	文書修正	令和2年4月
1-1-1-21	建設副産物	1-1-1-21	建設副産物		
3. 法令遵守	受注者は、廃棄物処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正法律第58号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正法律第69号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正法律第55号)、姫路市産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年10月3日姫路市条例第31号)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(県土整備部県土企画局技術管理室長通知、平成18年10月16日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	3. 法令遵守	受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正法律第37号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正法律第69号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正法律第55号)、姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成19年12月18日姫路市条例第67号)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(県土整備部県土企画局技術管理室長通知、平成18年10月16日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	文書修正	令和2年4月

<p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>7. 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出</p>	<p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、建設副産物情報交換システム (COBRIS) により、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し通知完了したときは、「姫路市産業廃棄物等の不適切な処理の防止に関する条例」(平成 15年 10月 3日姫路市条例第 31号) 第17条に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならない。</p>	<p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>7. 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出</p>	<p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、建設副産物情報交換システム (COBRIS) により、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し通知完了したときは、「姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 19年 12月 18日姫路市条例第 67号) 第17条に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならない。</p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>
<p>1-1-1-24</p>	<p>出来高検査</p>	<p>1-1-1-24</p>	<p>出来高検査</p>		
<p>3. 出来高検査の根拠</p>	<p>検査員は、前条の第4項及び第5項の規定に基づき出来高検査を実施する。</p>	<p>3. 出来高検査の根拠</p>	<p>検査員は、前条の第3項及び第4項の規定に基づき出来高検査を実施する。</p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>
<p>1-1-1-26</p>	<p>施工管理</p>	<p>1-1-1-26</p>	<p>施工管理</p>		
<p>5. 周辺への影響防止</p>	<p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元し</p>	<p>5. 周辺への影響防止</p>	<p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じる恐れがある場合、又は影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、</p>	<p>文書追記</p>	<p>令和2年4月</p>

	なければならない。		受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。		
1-1-1-27	履行報告	1-1-1-27	履行報告		
	受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に 提出 しなければならない。		受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、 <u>工期（変更契約日以降の工期を含む）が 90 日以上</u> の工事（軽工事を除く）は、 <u>毎月ごとに</u> 工事履行報告書を監督員に 提出 しなければならない。	文書追記	令和2年4月
1-1-1-30	工事中の安全確保	1-1-1-30	工事中の安全確保		
13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成 29 年 5 月 31 日改正法律第 41 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（令和 元年 6 月改正法律第 37 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	法改正	令和2年4月
14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 29 年 5 月 31 日改正法律第 41 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和 元年 6 月改正法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。		
18. 地下埋設物件等損害時の措置	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に 連絡 し、応急 措置 をとり、受注者の負担により補修しなければならない。	18. 地下埋設物件等損害時の処	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に 連絡 し、応急 処 置をとり、受注者の負担により補修しなければならない。		

1-1-1-36	交通安全管理	1-1-1-36	交通安全管理		
13. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを 確認 しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成29年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを 確認 しなければならない。	13. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを 確認 しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを 確認 しなければならない。	法改正	令和2年4月
1-1-1-38	諸法令の遵守	1-1-1-38	諸法令の遵守		
1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1) 地方自治法 （平成29年6月改正法律第74号） (2) 建設業法 （平成29年6月改正法律第45号） (4) 労働基準法 （平成29年6月改正法律第45号）	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりであるが、 <u>法改正にあたっては表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u> (1) 地方自治法 （令和元年6月改正法律第37号） (2) 建設業法 （令和元年6月改正法律第37号） (4) 労働基準法 （平成30年7月改正法律第71号）	法改正	令和2年4月

	<p>(5) 労働安全衛生法 (平成29年5月改正法律第41号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (平成29年5月改正法律第41号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成29年6月改正法律第45号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (平成29年6月改正法律第45号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (平成29年6月改正法律第45号)</p> <p>(10) 健康保険法 (平成29年6月改正法律第52号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済 (平成29年6月改正法律第45号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成29年3月改正法律第14号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正法律第89号)</p> <p>(14) 道路法 (平成29年6月改正法律第45号)</p> <p>(15) 道路交通法 (平成29年6月改正法律第52号)</p> <p>(16) 道路運送法 (平成29年6月改正法律第45号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (平成29年5月改正法律第40号)</p>		<p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (平成30年7月改正法律第71号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (平成30年5月改正法律第31号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和元年5月改正法律第9号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和元年5月改正法律第16号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年12月改正法律第102号)</p> <p>(14) 道路法 (平成30年3月改正法律第6号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和元年6月改正法律第37号)</p>	<p>法改正</p>	<p>令和2年4月</p>
--	---	--	---	------------	---------------

	<p>(19) 地すべり等防止法 (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)</p> <p>(22) 港湾法 (平成 29 年 6 月改正法律第 55 号)</p> <p>(23) 港則法 (平成 28 年 5 月改正法律第 42 号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)</p> <p>(26) 航空法 (平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)</p> <p>(29) 森林法 (平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)</p> <p>(30) 環境基本法 (平成 26 年 5 月改正法律第 46 号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正法律第 50 号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 29 年 6 月改正法律第 61 号)</p> <p>(38) 文化財保護法 (平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)</p> <p>(40) 電気事業法 (平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)</p> <p>(41) 消防法 (平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)</p> <p>(42) 測量法</p>		<p>(19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 元年 6 月改正法律第 37 号)</p> <p>(23) 港則法 (平成 29 年 6 月改正法律第 55 号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)</p> <p>(26) 航空法 (令和 元年 6 月改正法律第 38 号)</p> <p>(29) 森林法 (平成 30 年 6 月改正法律第 35 号)</p> <p>(30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正法律第 50 号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (令和 元年 6 月改正法律第 37 号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和 元年 6 月改正法律第 37 号)</p> <p>(38) 文化財保護法 (平成 30 年 6 月改正法律第 42 号)</p> <p>(40) 電気事業法 (平成 30 年 6 月改正法律第 41 号)</p> <p>(41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正法律第 67 号)</p> <p>(42) 測量法</p>	<p>法改正</p>	<p>令和 2 年 4 月</p>
--	---	--	---	------------	-------------------

	<p>(平成29年5月改正法律第41号) (43) 建築基準法 (平成29年5月改正法律第26号) (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成29年6月改正法律第45号) (51) 船員法 (平成29年6月改正法律第45号) (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正法律第69号) (54) 自然環境保全法 (平成26年6月改正法律第69号) (55) 自然公園法 (平成26年6月改正法律第69号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正法律第66号) (59) 技術士法 (平成26年6月改正法律第69号) (60) 漁業法 (平成28年12月改正法律第94号) (61) 空港法 (平成25年11月改正法律第76号) (63) 厚生年金保険法 (平成29年6月改正法律第45号) (67) 職業安定法 (平成29年3月改正法律第14号)</p>		<p>(令和元年6月改正法律第37号) (43) 建築基準法 (令和元年6月改正法律第37号) (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正法律第18号) (51) 船員法 (平成30年6月改正法律第41号) (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正法律第59号) (54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正法律第20号) (55) 自然公園法 (令和元年6月改正法律第37号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正法律第37号) (59) 技術士法 (令和元年6月改正法律第37号) (60) 漁業法 (令和元年5月改正法律第1号) (61) 空港法 (令和元年6月改正法律第37号) (63) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正法律第71号) (67) 職業安定法 (令和元年6月改正法律第37号)</p>	<p>法改正</p>	<p>令和2年4月</p>
--	--	--	--	------------	---------------

	<p>(68) 所得税法 (平成29年6月改正法律第74号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成27年9月改正法律第70号)</p> <p>(70) 船員保険法 (平成29年6月改正法律第45号)</p> <p>(71) 著作権法 (平成29年6月改正法律第60号)</p> <p>(72) 電波法 (平成29年5月改正法律第41号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正法律第40号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (平成26年6月改正法律第69号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正法律第50号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正法律第56号)</p> <p>(79) 警備業法 (平成23年6月改正法律第61号)</p> <p>(80) 水道法 (平成29年5月改正法律第41号)</p> <p>(83) 地方税法 (平成29年6月改正法律第46号)</p>		<p>(68) 所得税法 (令和元年6月改正法律第28号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正法律第95号)</p> <p>(70) 船員保険法 (令和元年5月改正法律第9号)</p> <p>(71) 著作権法 (平成30年7月改正法律第72号)</p> <p>(72) 電波法 (令和元年6月改正法律第23号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正法律第20号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (平成30年6月改正法律第53号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正法律第66号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正法律第35号)</p> <p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(80) 水道法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(83) 地方税法 (令和元年6月改正法律第37号)</p>	法改正	令和2年4月
--	--	--	--	-----	--------

	(84) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成28年5月改正法律第51号) (85) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成29年5月改正法律第26号)		(84) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正法律第37号) (85) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正法律第67号)		
1-1-1-43	特許権等	1-1-1-43	特許権等		
2. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成28年12月16日改正法律第108号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正法律第72号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	法改正	令和2年4月
1-1-1-46	工事標示板設置基準	1-1-1-46	工事標示板設置基準		
	工事標示板(土木工事用)の下欄 ※1 工事の作業時間帯は、①昼間②夜間③昼夜間とする。※2 貼付欄には、道路使用許可証(写し)、施工体系図、建退共加入シール、労災保険(写し)等の証書をビニールケースに入れ貼付すること。※3 建設業の許可の欄には、施工に必要な許可業種を記入すること。		工事標示板(土木工事用)の下欄 ※1 工事の作業時間帯は、①昼間②夜間③昼夜間とする。※2 貼付欄には、道路使用許可証(写し)、施工体系図、建退共加入シール、労災保険(写し)等の証書をビニールケースに入れ貼付すること。 <u>なお、貼付するスペースが無い場合、補助看板等を使用すること。</u> ※3 建設業の許可の欄には、施工に必要な許可業種を記入すること。	追記	令和2年4月

第2章	土 工	第2章	土 工		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。</p> <p>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成<u>28</u>年<u>9</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成<u>26</u>年<u>10</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成<u>26</u>年<u>9</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成<u>29</u>年<u>2</u>月)</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。</p> <p>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成<u>21</u>年<u>6</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成<u>24</u>年<u>8</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成<u>22</u>年<u>4</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成<u>21</u>年<u>6</u>月)</p>	誤記	令和2年4月
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート		
第1節	適 用	第1節	適 用		
<p>3. 適用規定 (2)</p>	<p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設</p>	<p>3. 適用規定 (2)</p>	<p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、<u>平成 30 年 3 月</u>）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合</p>		令和2年4月

<p>4. アルカリ骨材反応抑制対策</p>	<p>設計書に関して監督員の承諾を得なければならない。 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。</p>	<p>4. アルカリシリカ反応抑制対策</p>	<p>は、施工前に、設計書に関して監督員の承諾を得なければならない。 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。</p>	<p>発行日修正 文書修正</p>	
<p>第2節</p>	<p>適用すべき諸基準</p>	<p>第2節</p>	<p>適用すべき諸基準</p>		
<p>1. 適用規定</p>	<p>受注者は、設計書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計書に相違がある場合は、原則として設計書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成25年3月）</p>	<p>1. 適用規定</p>	<p>受注者は、設計書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計書に相違がある場合は、原則として設計書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成30年3月）</p>	<p>追記 発行日修正</p>	<p>令和2年4月</p>

	<p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）</p>		<p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（<u>2012年度版</u>）（平成24年6月）</p> <p>公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）</p> <p><u>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン</u> （平成29年3月）</p> <p><u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u> （平成29年3月）</p> <p><u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン</u>（平成30年6月）</p> <p><u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン</u> （平成30年6月）</p> <p><u>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u></p>		
--	--	--	---	--	--

			<u>(平成31年1月)</u>		
3. 塩分の浸透防止	受注者は、土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ 骨材 反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、 設計図書 に関して監督員と 協議 しなければならない。	3. 塩分の浸透防止	受注者は、土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ シリカ 反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、 設計図書 に関して監督員と 協議 しなければならない。	文書修正	令和2年4月
第5節	現場練りコンクリート	第5節	現場練りコンクリート		
1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ		
1. 計量装置	(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量 誤 差内で計量できること。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、 施工計画書 へ記載しなければならない。	1. 計量装置	(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量 値 の 許容 差内で計量できること。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、 施工計画書 へ記載しなければならない。 <u>また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</u>	文書修正	令和2年4月
2. 材料の計量	(3) 計量 誤 差は、1回計量分に対し、「表1-3-5 計量の許容 誤 差」の値以下とする。 (4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量 誤 差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-5 計量の許容 誤 差」の値以下とする。	2. 材料の計量	(3) 計量 値 の 許容 差は、1回計量分に対し、「表1-3-5 計量 値 の許容差」の値以下とする。 (4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量 値 の 許容 差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-5 計量 値	文書修正	令和2年4月

	<p>なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-3-5 計量の許容誤差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3		<p>の許容差」の値以下とする。</p> <p>なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-3-5 計量値の許容差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3		
材料の種類	最大値 (%)																												
水	1																												
セメント	1																												
骨材	3																												
混和材	2※																												
混和剤	3																												
材料の種類	最大値 (%)																												
水	1																												
セメント	1																												
骨材	3																												
混和材	2※																												
混和剤	3																												
1-3-6-4	打設	1-3-6-4	打設																										
12. 打設計画書	<p>受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは 1.5m以下と</p>	12. 打設計画書	<p>受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは 1.5</p>	文書修正	令和2年4月																								

	する。		m以下とする。		
16. 不要となったスペーサーの除去	<u>受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサーを可能なかぎり取除かなければならない。</u>				
17. 壁又は柱の連続打設時の注意	受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	16. 壁又は柱の連続打設時の注意	受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。		
18. アーチ形式のコンクリート端部	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	17. アーチ形式のコンクリート端部	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	番号修正	令和2年4月
19. アーチ形式のコンクリート打設	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	18. アーチ形式のコンクリート打設	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。		
20. アーチ形式のコンクリート打継目	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	19. アーチ形式のコンクリート打継目	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。		
1-3-6-5	締固め	1-3-6-5	締固め		
2. 締固め方法	受注者は、コンクリートが 鉄筋 の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、	2. 締固め方法	受注者は、コンクリートが 鋼材 の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、	文書修正	令和2年4月

	速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。		速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。		
1-3-6-6	沈下ひびわれに対する処置	1-3-6-6	沈下ひびわれに対する処置		
2. 沈下ひび割れの防止	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように <u>注意して</u> 行わなければならない。	2. 沈下ひび割れの防止	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように <u>適切な時期に</u> 行わなければならない。	文書修正	令和2年4月
1-3-6-7	打継目	1-3-6-7	打継目		
1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、 契約図面 の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず 契約図面 で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の <u>強度、耐久性、水密性及び外観を害しない</u> ように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員に 協議 しなければならない。	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、 契約図面 の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず 契約図面 で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の <u>性能を損なわない</u> ように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員に 協議 しなければならない。	文書修正 追記	令和2年4月
2. 打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の <u>圧縮力</u> の作用する方向と直角になるよう施工 <u>しなければならない</u> 。	2. 打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、 <u>PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け</u> 、打継面を部材に <u>圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工</u> することを原則とする。		
3. 打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、	3. 打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、		

<p>8. 伸縮継目</p>	<p>ほぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p> <p>伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚さ1cm、施工間隔10m程度とする。</p>	<p>8. 伸縮目地</p>	<p>ほぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講じなければならない。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p>伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚さ1cm、施工間隔10m程度とする。</p>		
<p>1-3-6-9</p>	<p>養生</p>	<p>1-3-6-9</p>	<p>養生</p>		
<p>1. 一般事項</p>	<p>受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p>	<p>1. 一般事項</p>	<p>受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p>	<p>追記 文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>
<p>2. 湿潤状態の保持</p>	<p>受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、又は散水、湛水を行い、少なくとも表1-3-6の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</p>	<p>2. 湿潤状態の保持</p>	<p>受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-6を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-6に示されていないセメントを使用する場合</p>		

			<u>には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u>		
第7節	鉄筋工	第7節	鉄筋工		
1-3-7-3	加工	1-3-7-3	加工		
3. 鉄筋の曲げ半径	<p>受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章 鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	3. 鉄筋の曲げ半径	<p>受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）<u>本編</u>第13章 鉄筋<u>コンクリートの前提、標準7編第2章 鉄筋コンクリートの前提</u>」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	文書修正	令和2年4月
1-3-7-4	組立て	1-3-7-4	組立て		
2. 配筋・組立	<p>受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用<u>するものとする</u>。</p> <p>受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架</p>	2. 配筋・組立	<p><u>受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用し</u> <u>なければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼きなまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにし</u> <u>なければならない。また、設計図書に特別</u></p>	文書修正	令和2年4月

	台等が指定されている場合は、それに従うものとする。		な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。 <u>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u>		
1-3-7-5	継手	1-3-7-5	継手		
2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、 設計図書 に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針（改訂版）平成15年11月土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、 設計図書 に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の 焼 なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針（改訂版）平成15年11月土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	文書修正	令和2年4月
3. 継手位置の相互ずらし	受注者は、 設計図書 に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	3. 継手位置	受注者は、 <u>原則</u> 、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。 <u>継手が同一断面となる場合は、</u>	追記 文書修正	令和2年4月

<p>5. 継ぎ<u>た</u>し鉄筋の保護</p>	<p>受注者は、将来の継ぎ<u>た</u>しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>をうけないように</u>これを保護しなければならない。</p>	<p>5. 継<u>足</u>し鉄筋の保護</p>	<p><u>継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを<u>確認</u>しなければならない。</u></p> <p>受注者は、将来の継<u>足</u>しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>から</u>これを保護しなければならない。</p>		
<p>1-3-7-6</p>	<p>ガス圧接</p>	<p>1-3-7-6</p>	<p>ガス圧接</p>		
<p>4. 圧接面の清掃</p>	<p>受注者は、<u>圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u></p>	<p>4. 圧接面の清掃</p>	<p>受注者は、<u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用しなければならない。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダーで端面を研削するとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u></p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>
<p>6. 悪天候時の作業禁止</p>	<p>受注者は、降雪雨又は、強風等のときは作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、<u>遮へいした</u>場合は作業を行うことができる。</p>	<p>6. 悪天候時の作業禁止</p>	<p>受注者は、降雪雨又は、強風等のときは作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、<u>防風対策を施して適切な作業ができることが<u>確認</u>された</u>場合は作業を行うことができる。</p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>

<p>第10節</p>	<p>寒中コンクリート</p>	<p>第10節</p>	<p>寒中コンクリート</p>																																																
<p>1-3-10-3</p>	<p>養生</p>	<p>1-3-10-3</p>	<p>養生</p>																																																
<p>3. 凍結の保護</p> <p>5. 養生中のコンクリート温度</p>	<p>表1-3-7 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" data-bbox="360 391 878 566"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面の養生温度</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント + 促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td> <td>5℃ 9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分</td> <td>5℃ 4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	断面の養生温度	普通の場合			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 促進剤	混合セメントB種	(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃ 9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃ 4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>3. 凍結からの保護</p> <p>5. 養生中のコンクリート温度</p>	<p>表1-3-7 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1191 391 1729 566"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の養生までの想定される凍結融解の程度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃ 9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃ 4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：W/C=55%の場合の標準的な養生期間を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の養生までの想定される凍結融解の程度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃ 9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃ 4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>
断面の養生温度	普通の場合																																																		
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 促進剤	混合セメントB種																																																
(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃ 9日	5日	12日																																																
10℃	7日	4日	9日																																																
(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃ 4日	3日	5日																																																
10℃	3日	2日	4日																																																
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の養生までの想定される凍結融解の程度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃ 9日	5日	12日																																																
10℃	7日	4日	9日																																																
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃ 4日	3日	5日																																																
10℃	3日	2日	4日																																																
<p>第11節</p>	<p>マスコンクリート</p>	<p>第11節</p>	<p>マスコンクリート</p>																																																
<p>1-3-11-2</p>	<p>施工</p>	<p>1-3-11-2</p>	<p>施工</p>																																																
<p>5. 型枠による対策</p>	<p>受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>	<p>5. 型枠による対策</p>	<p>受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、<u>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</u>型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>	<p>追記</p>	<p>令和2年4月</p>																																														
<p>第13節</p>	<p>水中不分離性コンクリート</p>	<p>第13節</p>	<p>水中不分離性コンクリート</p>																																																
<p>1-3-13-3</p>	<p>コンクリートの製造</p>	<p>1-3-13-3</p>	<p>コンクリートの製造</p>																																																
<p>3. 材料の計量</p>	<p>(2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-8 計量の許容誤差 (水中不分離性コンクリート)」の値以下と<u>するものとする。</u></p>	<p>3. 材料の計量</p>	<p>(2) 計量<u>値の許容差</u>は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-8 計量<u>値</u>の許容差 (水中不分離性コンクリート)」の値以下と<u>しなければならない。</u></p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>																																														
<p>1-3-13-4</p>	<p>運搬打設</p>	<p>1-3-13-4</p>	<p>運搬打設</p>																																																
<p>3. 打設</p>	<p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50 cm以下で打ち込まなければならない。</p>	<p>3. 打設</p>	<p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50 cm以下で打ち込まなければならない。<u>やむを得ず、流水中や水中落</u></p>	<p>追記</p>	<p>令和2年4月</p>																																														

			<p><u>下高さが 50 cmを超える状態での打込みを 行う場合には、所要の品質を満足するコン クリートが得られることを確認すると もに、設計図書に関して監督員と協議しな ければならない。</u></p>		
--	--	--	--	--	--

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第2編	材料編	第2編	材料編		
第2章	土木工事材料	第2章	土木工事材料		
第5節	鋼材	第6節	セメント及び混和材料		
2-2-5-7	溶接材料	2-2-5-7	溶接材料		
	JIS Z 3352（サブマージアーク溶接用フラックス）		JIS Z 3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）	追記	令和2年4月
第6節	セメント及び混和材料	第6節	セメント及び混和材料		
2-2-6-1	一般事項	2-2-6-1	一般事項		
4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 <u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u>	追記	令和2年4月
7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。 <u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメ</u>		

<p>9. 異常な混和剤使用時の注意</p>	<p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>	<p>9. 異常な混和剤使用時の注意</p>	<p><u>メントは使用してはならない。</u> 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p>														
<p>2-2-6-2</p>	<p>セメント</p>	<p>2-2-6-2</p>	<p>セメント</p>														
<p>3. 普通ポルトランドセメントの品質</p>	<p>表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="371 699 909 801"> <tr> <td>水和熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td><u>350 以下</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>28 d</td> <td><u>400 以下</u></td> </tr> </table>	水和熱 J/g	7 d	<u>350 以下</u>		28 d	<u>400 以下</u>	<p>3. 普通ポルトランドセメントの品質</p>	<p>表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="1200 699 1738 801"> <tr> <td>水和熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td><u>測定値を報告する</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>28 d</td> <td><u>測定値を報告する</u></td> </tr> </table>	水和熱 J/g	7 d	<u>測定値を報告する</u>		28 d	<u>測定値を報告する</u>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>
水和熱 J/g	7 d	<u>350 以下</u>															
	28 d	<u>400 以下</u>															
水和熱 J/g	7 d	<u>測定値を報告する</u>															
	28 d	<u>測定値を報告する</u>															
<p>2-2-6-3</p>	<p>混和材料</p>	<p>2-2-7-1</p>	<p>一般事項</p>														
<p>5. 急結剤</p>	<p>急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-<u>2005</u>吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成 <u>22</u>年 <u>11</u>月）の規格に適合<u>するものとする。</u></p>	<p>5. 急結剤</p>	<p>急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-<u>2018</u>吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成 <u>30</u>年 <u>10</u>月）の規格に適合<u>しなければならない。</u></p>	<p>発行日修正</p>	<p>令和2年4月</p>												
<p>第7節</p>	<p>セメントコンクリート製品</p>	<p>第7節</p>	<p>セメントコンクリート製品</p>														
<p>2-2-7-1</p>	<p>一般事項</p>	<p>2-2-7-1</p>	<p>一般事項</p>														
<p>3. アルカリ骨材反応抑制対策</p>	<p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ</p>	<p>3. アルカリシリカ反応抑制対策</p>	<p>受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ</p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>												

	骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。		骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。		
第8節	瀝青材料	第8節	瀝青材料		
2-2-8-3	再生用添加剤	2-2-8-3	再生用添加剤		
	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合しなければならない。	法改正 文書修正	令和2年4月
第12節	道路標識及び区画線	第12節	道路標識及び区画線		
2-2-12-1	道路標識	2-2-12-1	道路標識		
	標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 （1）標識板		標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合しなければならない。 （1）標示板	文書修正	令和2年4月
第3章	漁港・漁港海岸工事材料	第3章	漁港・漁港海岸工事材料		
第1節	適用	第1節	適用		
	漁港・漁港海岸工事に使用する材料は、第2編第1章第1節の規定を適用する。また、兵庫県土木工事共通仕様書第3章 港湾工事材料各節を準用する。ただし、その準用にあたっては、 <u>港湾工事共通仕様書（平成29年3月 国土交通省港湾局）第1編第2章</u> も参考にする。これにない項目については、		漁港・漁港海岸工事に使用する材料は、第2編第1章第1節の規定を適用する。また、兵庫県土木工事共通仕様書第2編第3章 港湾工事材料各節を準用する。ただし、その準用にあたっては、 <u>漁港漁場関係工事共通仕様書（全国漁港漁場協会）（平成30年5月）</u> も参考にする。これにない項目について	文書修正	令和2年4月

	<u>漁港漁場関係工事共通仕様書(全国漁港漁場協会) (平成26年4月)</u> を準用する。		ては、 <u>港湾工事共通仕様書(平成31年3月国土交通省港湾局)第1編第2章</u> を準用する。		
--	---	--	--	--	--

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編		
第2章	一般施工	第2章	一般施工		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （平成27年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 （平成29年5月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 （平成28年5月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成29年2月）</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成12年5月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 （平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 （平成31年3月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説</p>	文章追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>(平成 29 年 7 月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧</p> <p>(平成 29 年 2 月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工 指針 (平成 26 年 10 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 28 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 26 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安 定工指針 (平成 29 年 2 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 29 年 4 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指 針 (平成 27 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指 針 (平成 28 年 10 月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 29 年 4 月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 27 年 9 月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 29 年 4 月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 19 年 1 月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 10 年 2 月)</p>		<p>(平成 28 年 12 月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧</p> <p>(平成 27 年 3 月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工 指針 (平成 24 年 8 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成 22 年 4 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安 定工指針 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指 針 (平成 22 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指 針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成 8 年 10 月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成 9 年 12 月)</p>		
--	---	--	--	--	--

	<p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (平成 <u>25</u>年 <u>12</u>月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (平成 <u>29</u>年 <u>1</u>月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 <u>23</u>年 <u>3</u>月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成 <u>25</u>年 <u>11</u>月)</p>		<p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和 <u>62</u>年 <u>1</u>月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 <u>59</u>年 <u>10</u>月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成 <u>29</u>年 <u>6</u>月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成 <u>30</u>年 <u>10</u>月)</p>		
第3節	共通的工種	第3節	共通的工種		
3-2-3-2	材 料	3-2-3-2	材 料		
4. 路側防護工の材料	<p>(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<u>亜鉛</u>の付着量を <u>JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用 (Z27) の 275g/m² (両面付着量)</u> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(6) ボルト・ナット(オートガードに使用するボルト・ナットを除く)については、(1)、(2)により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理と<u>するものとする。</u></p>	4. 路側防護 <u>柵</u> 工の材料	<p>(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<u>めっき</u>付着量を <u>両面で 275g/m²</u>以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(6) ボルト・ナット(オートガードに使用するボルト・ナットを除く)については、(1)、(2)により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理と<u>しなければならない。</u></p>	文書修正 追記	令和2年4月

<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p>	<p>(2) 受注者は、<u>亜鉛</u>の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の 550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p>	<p><u>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p><u>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u></p> <p><u>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u></p> <p><u>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p> <p>(2) 受注者は、<u>めっき</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の 550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>		
<p>3-2-3-3</p>	<p>作業土工 (床掘り・埋戻し)</p>	<p>3-2-3-3</p>	<p>作業土工 (床掘り・埋戻し)</p>		
<p>11. 狭隘箇所等の埋戻し</p>	<p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければ</p>	<p>11. 狭隘箇所等の埋戻し</p>	<p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し、均一になるように仕上げなければならない。<u>また、一層の仕上り厚は、20 cmを基本として埋戻さなければならない</u></p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>

	ならない。		<u>い。</u> なお、これにより難しい場合は、 設計図書 に関して監督員と 協議 しなければならない。		
3-2-3-13	プレテンション桁製作工（購入工）	3-2-3-13	プレテンション桁製作工（購入工）		
2. 適用規定	<p>（3）コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。</p> <p>② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。</p>	2. 適用規定	<p>（3）コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。</p> <p>① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。</p> <p>② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u></p>	追記	令和2年4月
3-2-3-14	ポストテンション桁製作工	3-2-3-14	ポストテンション桁製作工		
1. コンクリートの施工		1. コンクリートの施工	<u>（5）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u>		
4. グラウトの施工	<p>（6）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも <u>5</u> 日間、<u>5℃</u>以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p>	4. グラウトの施工	<p>（6）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも <u>3</u> 日間、<u>+5℃</u>以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p>	追記 文書修正	令和2年4月

<p>7. プレグラウト P C鋼材</p>	<p>プレグラウトP C鋼材を使用する場合は、以下の規定による。</p> <p>(1) P C鋼材は、JIS G 3536 (P C鋼線及びP C鋼より線) に適合<u>するもの</u>又はこれと同等以上の特性や品質を有<u>するものとする</u>。</p> <p>(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、P C鋼材を防食するとともに、<u>部材コンクリート</u>とP C鋼材とを付着により一体化しなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し<u>部材コンクリート</u>と一体化が図られるものとする。</p> <p>(4) プレグラウトP C鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有<u>するものとする</u>。</p>	<p>7. プレグラウト <u>された</u> P C鋼材</p>	<p>プレグラウト<u>された</u> P C鋼材を使用する場合は、以下の規定による。</p> <p>(1) P C鋼材は、JIS G 3536 (P C鋼線及びP C鋼より線) に適合<u>し</u>又はこれと同等以上の特性や品質を有<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) 使用する樹脂<u>又はグラウト</u>は、所定の緊張可能期間を有し、P C鋼材を防食するとともに、<u>コンクリート部材</u>とP C鋼材とを付着により一体化しなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性能を有し<u>コンクリート部材</u>と一体化が図られるものとする。</p> <p>(4) プレグラウト<u>された</u> P C鋼材として<u>(1) から (3) を使用して</u>加工された製品は、所要の耐久性能を有<u>しなければならない</u>。</p>		
<p>3-2-3-15</p>	<p>プレキャストセグメント主桁組立工</p>	<p>3-2-3-15</p>	<p>プレキャストセグメント主桁組立工</p>		
<p>2. ブロック組立て て施工</p>	<p>ブロック組立ての施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>で、かつ、表 3-2-3 に示す条件を満足するものを使用するものとする</u>。エポキシ樹脂系接着剤を使用</p>	<p>2. ブロック組立 て施工</p>	<p>ブロック組立ての施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>のものを使用しなければならない</u>。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して<u>保管し</u>、原則</p>	<p>文書修正 追記</p>	<p>令和2年4月</p>

	<p>する場合は、室内で密封し、原則として製造後6箇月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成<u>25</u>年<u>11</u>月）における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>		<p>として製造後6箇月以上経過したものは使用してはならない。<u>また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</u>これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p><u>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使用時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い、性能を確認しなければならない。</u></p> <p>なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成<u>30</u>年<u>10</u>月）における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>		
--	--	--	---	--	--

表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準

	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件
未硬化の接着剤	外 観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	-
	粘 度	MPa・s	1×10 ⁴ ~10×10 ⁴	夏 用 30±2℃	
	可使時間	時間	2以上	冬 用 10±2℃	
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		
硬化した接着剤	密 度	g/cm ³	1.1~1.7	23±2℃	7日間
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上		
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上		
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上		
	接着強さ	N/mm ²	8.0以上		

[注1] 可使時間は練りませからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。
 [注2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ1mm 塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。
 [注3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。

(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ゴミ、油等を取り除かなければならない。

(3) プレキャストブロックの**接合**にあたって、**設計図書**に示す品質が得られるように施工しなければならない。

(4) プレキャストブロックを**接合**する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。

(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ゴミ、油等を取り除かなければならない。

(3) プレキャストブロックの**連結**にあたって、**設計図書**に示す品質が得られるように施工しなければならない。

(4) プレキャストブロックを**連結**する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。

3-2-3-25	現場継手工	3-2-3-25	現場継手工																																																																																											
4. 締付けボルト軸力	<p style="text-align: center;">表3-2-7 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-8 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172~202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212~249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247~290</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-9 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>187~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172~202	M22	212~249	M24	247~290	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	187~211	M22	207~261	M24	241~304	4. 締付けボルト軸力	<p style="text-align: center;">表3-2-7 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-8 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172~202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212~249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247~290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>311~373</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>363~436</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-2-9 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>187~211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207~261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241~304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299~391</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349~457</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172~202	M22	212~249	M24	247~290	S14T	M22	311~373	M24	363~436	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	187~211	M22	207~261	M24	241~304	S14T	M22	299~391	M24	349~457		
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																																												
F8T B8T	M20	133																																																																																												
	M22	165																																																																																												
	M24	192																																																																																												
F10T S10T B10T	M20	165																																																																																												
	M22	205																																																																																												
	M24	238																																																																																												
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																												
S10T	M20	172~202																																																																																												
	M22	212~249																																																																																												
	M24	247~290																																																																																												
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																												
S10T	M20	187~211																																																																																												
	M22	207~261																																																																																												
	M24	241~304																																																																																												
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																																												
F8T B8T	M20	133																																																																																												
	M22	165																																																																																												
	M24	192																																																																																												
F10T S10T B10T	M20	165																																																																																												
	M22	205																																																																																												
	M24	238																																																																																												
S14T	M22	299																																																																																												
	M24	349																																																																																												
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																												
S10T	M20	172~202																																																																																												
	M22	212~249																																																																																												
	M24	247~290																																																																																												
S14T	M22	311~373																																																																																												
	M24	363~436																																																																																												
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																																												
S10T	M20	187~211																																																																																												
	M22	207~261																																																																																												
	M24	241~304																																																																																												
S14T	M22	299~391																																																																																												
	M24	349~457																																																																																												
第4節	基礎工	第4節	基礎工																																																																																											
3-2-4-4	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工																																																																																											
11. 中掘り杭工法による既製杭施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭 <u>先端部</u> 及び <u>杭周辺地盤を乱さない</u> ように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、	11. 中掘り杭工法による既製杭施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭 <u>周辺</u> 及び <u>先端地盤の乱れを最小限に留める</u> ように、沈設するとともに、 <u>必要</u> に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基	文書修正	令和2年4月																																																																																									

<p>16. セメントミルクの水セメント比</p>	<p>管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、<u>貧配合の安定液</u>を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。</p>	<p>16. セメントミルクの水セメント比</p>	<p>づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、<u>セメントミルク</u>を噴出しながら、ゆっくりと<u>引き</u>上げなければならない。</p>		
---------------------------	--	---------------------------	--	--	--

3-2-4-5	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工		
12. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と <u>協議するものとする</u> 。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。 なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	12. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を <u>構造設計上考慮する鉄筋に対して</u> 行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と <u>協議しなければならない</u> 。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。 なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	文書修正	
3-2-4-6	深礎工	3-2-4-6	深礎工		
6. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	6. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組 <u>み</u> 立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組 <u>み</u> 立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持 <u>等</u> のための溶接を <u>構造設計上考慮する鉄筋に対して</u> 行ってはならない。	文書修正	令和2年4月
第6節	一般舗装工	第6節	一般舗装工		
3-2-6-7	アスファルト舗装工	3-2-6-7	アスファルト舗装工		
3. セメント及び石灰安定処理の規定	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 <u>19</u> 年 <u>6</u> 月) に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量	3. セメント及び石灰安定処理の規定	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 <u>31</u> 年 <u>3</u> 月) に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量に	発行日修正	令和2年4月

	<p>について監督員の承諾を得なければならない。 (略) (4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>		<p>ついで監督員の承諾を得なければならない。 (略) (4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p>		
3-2-6-10	透水性舗装工	3-2-6-10	透水性舗装工		
1. 透水性舗装工の施工	<p>透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2 透水機能を有する舗装、第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	1. 透水性舗装工の施工	<p>透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2 透水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)、第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	発行日追加	令和2年4月
3-2-6-11	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工		
5. グースアスファルト舗装工の施工	<p>受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章 9-4-2 グースアスファルト舗装の規定による。</p>	5. グースアスファルト舗装工の施工	<p>受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章 9-4-2 グースアスファルト舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定による。</p>	発行日追加	令和2年4月

3-2-6-12	コンクリート舗装工	3-2-6-12	コンクリート舗装工		
<p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p>	<p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 19年 6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行</p> <p>い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 19年 6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。</p>	<p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p>	<p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 31年 3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 31年 3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。</p>	<p>発行日修正 文書修正</p>	

第7節	地盤改良工	第7節	地盤改良工		
3-2-7-9	固結工	3-2-7-9	固結工		
1. 攪拌	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	1. 攪拌 <u>6. 中層混合処理</u>	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 <u>スラリー攪拌及び中層混合処理</u> を示すものとする。 <u>(1) 改良材は、セメント又はセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</u> <u>(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。</u> <u>(3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。</u> <u>なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</u> <u>施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督員と協議しなければならない。</u>	文書修正 追記	令和2年4月

<p>6. 薬液注入工法 7. 薬液注入工事 前の確認事項 8. 適用規定 9. 施工管理等</p>		<p>7. 薬液注入工法 8. 薬液注入工事 前の確認事項 9. 適用規定 10. 施工管理等</p>																														
<p>第12節</p>	<p>工場製作工（共通）</p>	<p>第12節</p>	<p>工場製作工（共通）</p>																													
<p>3-2-12-2</p>	<p>材 料</p>	<p>3-2-12-2</p>	<p>材 料</p>																													
<p>3. 溶接材料-</p>	<table border="1" data-bbox="376 518 891 805"> <caption>表3-2-46 溶接材料区分</caption> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。</p> <p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490 <u>以上の鋼材</u>を溶接する場合</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>3. 溶接材料</p>	<table border="1" data-bbox="1200 518 1715 805"> <caption>表3-2-46 溶接材料区分</caption> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。</p> <p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用しなければならない。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、<u>SM490Y, SM520, SBHS400, SM570及びSBHS500</u>を溶接する場合</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>文書修正</p> <p>令和2年4月</p>
使用区分	使用する溶接材料																															
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																															
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																															
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																															
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																															
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																															
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																															
使用区分	使用する溶接材料																															
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																															
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																															
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																															
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料																															
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																															
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																															

3-2-12-3	桁製作工	3-2-12-3	桁製作工		
<p>1. 製作加工工</p>	<p>製作加工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 原 寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 工 作</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10 mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④ 受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径 2 mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 製作加工工</p>	<p>製作加工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 原 寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 工 作</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10 mm以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2 mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>

(4) 溶接施工試験

①

2) SM490、SM490Y において、1パスの入熱量が 10,000J/mmを超える場合

(略)

(8) 予熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100 mm 及びアークの前方 100 mm 範囲の母材を表 3-2-51 により 予熱することを標準とする。

なお、鋼材のPCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 3-2-52 とする。

表3-2-51 予熱温度の標準

鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)			
		板厚区分(mm)			
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下
SM400	低水素系以外の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-
	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80

[注1]「予熱なし」については、気温(室内の場合は室温)が5℃以下の場合は20℃以上に加熱する。

(4) 溶接施工試験

①

2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1パスの入熱量が 10,000J/mmを超える場合

(略)

(8) 予熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100 mm 範囲の母材を表 3-2-51 の条件を満たす場合に限り、予熱することを標準とする。

なお、鋼材のPCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 3-2-52-1, 2 とする。

表3-2-51 予熱温度の標準

鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)			
		板厚区分(mm)			
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下
SM400	低水素系以外の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-
	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400	低水素系の溶接種による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS400W	被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS500	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS500W	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

[注1]「予熱なし」については、気温(室内の場合は室温)が5℃以下の場合は20℃以上に加熱する。

表 3-2-52 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)

鋼材の 板厚 (mm)	鋼 種				
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SM490W SM570W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.28 以下	0.28 以下

(略)

(11) 溶接の検査

④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺に
いかなる場合もわれを発生させてはならない。
割れの検査は肉眼で行うものとするが、
疑わしい場合には、磁粉探傷試験又は浸透
探傷試験により検査するものとする。

⑤ 受注者は、主要部材の突合せ継手及び
断面を構成する T 継手、かど継手に関して
は、ビード表面にピットを発生させてはな

表 3-2-52-1 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)

鋼材の 板厚 (mm)	鋼 種						
	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SM490W SM570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下		
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.28 以下	0.28 以下		

表3-2-52-2 PCM値と予熱温度の標準

PCM値 (%)	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (°C)		
		板 厚 区 分 (mm)		
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 100以下
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAW	予熱なし	50	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAW	予熱なし	50	80
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAW	50	80	80
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAW	50	80	100
	GMAW, SAW	50	50	80
0.29	SMAW	80	100	100
	GMAW, SAW	50	80	80

(略)

(11) 溶接の検査

④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺に
いかなる場合もわれを発生させてはならない。
割れの検査は、溶接線全線を対象とし
て肉眼で行うものとするが、判定が困難な
場合には、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験
により検査しなければならぬ。

⑤ 受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継
手、十字溶接継手、T 溶接継手、かど溶接
継手に関して、ビード表面にピットを発

	<p>らない。</p> <p>その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、又は継手長さ1mにつき3個まで許容<u>するものとする</u>。</p> <p>ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算<u>するものとする</u>。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。</p> <p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを<u>0.5mm</u>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 仮組立て</p> <p>① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て<u>実施</u>できる。</p>		<p>生させてはならない。</p> <p>その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、又は継手長さ1mにつき3個まで許容<u>しなければならない</u>。</p> <p>ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算<u>しなければならない</u>。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。</p> <p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを<u>設計上許容される値</u>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 仮組立て</p> <p>① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て<u>これに代えることができる</u>。</p>		
--	---	--	--	--	--

3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工		
<p>1. 製作加工</p>	<p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に熔融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>② 受注者は、<u>亜鉛の</u>付着量を <u>JIS G 3302 (熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) Z27 の 275g/m² (両面付着量)</u> 以上としなければならない。その場合受注者は、<u>亜鉛の</u>付着量が前<u>述</u>以上であることを<u>確認</u>しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、<u>熱化</u>性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>② 受注者は、<u>亜鉛の</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の 550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>1. 製作加工</p>	<p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に熔融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>② 受注者は、<u>めっき</u>付着量を <u>両面で 275g/m²</u> 以上としなければならない。その場合、受注者は、<u>めっき</u>付着量が前<u>述</u>以上であることを<u>確認</u>しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、<u>熱硬化</u>性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>② 受注者は、<u>めっき</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の 550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>

第17節	植栽維持工	第17節	植栽維持工		
3-2-17-2	材 料	3-2-17-2	材 料		
1. 一般事項	<p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農薬取締法（平成 <u>26</u> 年6月改正 法律第 <u>69</u> 号）に基づくものでなければならない。</p>	1. 一般事項	<p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農薬取締法（平成 <u>30</u> 年6月改正 法律第 <u>53</u> 号）に基づくものでなければならない。</p>	発行日修正	令和2年4月

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第4編	河川編	第4編	河川編		
第1章	総則	第1章	総則		
第1節	総則	第1節	総則		
4-1-1-1	適用	4-1-1-1	適用		
	本編は、兵庫県土木工事共通仕様書（平成29年12月）第6編河川編を準用する。 なお、兵庫県土木工事共通仕様書の本文中、第6編以外の編（第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編など）を規定とするものについては、原則として姫路市土木工事共通仕様書（ <u>平成27年12月</u> ）を適用する。		本編は、兵庫県土木工事共通仕様書（平成29年12月）第6編河川編を準用する。 なお、兵庫県土木工事共通仕様書の本文中、第6編以外の編（第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編など）を規定とするものについては、原則として姫路市土木工事共通仕様書（ <u>令和2年4月</u> ）を適用する。	発行日修正	令和2年4月

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第5編	漁港・漁港海岸編	第5編	漁港・漁港海岸編		
第1章	総則	第1章	総則		
第1節	総則	第1節	総則		
5-1-1-1	適用	5-1-1-1	適用		
2. 適用規定	本編は、兵庫県土木工事共通仕様書（平成29年12月）第4編港湾工事共通編、第11編港湾編及び第12編港湾海岸編を準用する。なお、兵庫県土木工事共通仕様書の本文中、第4編、第11編及び第12編以外の編（第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編など）を規定とするものについては、原則として姫路市土木工事共通仕様書（平成27年12月）を適用する。これにない項目については、漁港漁場関係工事共通仕様書（全国漁港漁場協会）（平成28年5月）を準用する	2. 適用規定	本編は、兵庫県土木工事共通仕様書（平成29年12月）第4編港湾工事共通編、第11編港湾編及び第12編港湾海岸編を準用する。なお、兵庫県土木工事共通仕様書の本文中、第4編、第11編及び第12編以外の編（第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編など）を規定とするものについては、原則として姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月）を適用する。これにない項目については、漁港漁場関係工事共通仕様書（全国漁港漁場協会）（平成30年5月）を準用する。	発行日修正	令和2年4月
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <u>水産庁</u> 漁港・漁場の施設の設計参考図書（平成27年7月）		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 <u>なお、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u> <u>全国漁港漁場協会</u> 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）	追記 文書修正	令和2年4月

令和2年4月1日発行

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第6編	道路編	第6編	道路編		
第1章	道路改良	第1章	道路改良		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 22年3月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成 18年 11月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成 12年 6月）</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成 12年 2月）</p> <p>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成 11年3月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成 25年 10月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成 29年 12月）</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成 25年 12月）</p> <p>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	(平成 15 年 11 月) 土木研究センター 多数アンカー式補強 土壁工法設計・施工マニュアル (平成 14 年 10 月)		(平成 26 年 8 月) 土木研究センター 多数アンカー式補強 土壁工法設計・施工マニュアル (平成 26 年 8 月)		
第 5 節	法面工	第 5 節	法面工		
6-1-5-1	一般事項	6-1-5-1	一般事項		
2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）、「のり枠工の設計・施工指針第 5 章 施工」（全国特定法面保護協会、平成 15 年 3 月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章 施工」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成 22 年 4 月）、「のり枠工の設計・施工指針第 5 章 施工」（全国特定法面保護協会、平成 25 年 10 月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章 施工」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	発行日修正	令和 2 年 4 月
第 11 節	落石雪害防止工	第 11 節	落石雪害防止工		
6-1-11-5	落石防護柵工	6-1-11-5	落石防護柵工		
2. ケーブル金網式の設置	受注者は、 <u>ケーブル金網式</u> の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	2. ワイヤロープ及び金網の設置	受注者は、 <u>ワイヤロープ及び金網</u> の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	文書修正	令和 2 年 4 月

第2章	舗装	第2章	舗装		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成29年2月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成28年9月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成27年9月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成28年5月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成28年11月） 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（平成29年1月） 日本道路協会 道路反射鏡設置指針（平成22年4月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月） 日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>説（平成29年7月） 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（平成25年12月） 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（平成21年8月） 日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成26年8月） 日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成19年1月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成29年4月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成27年4月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成26年8月） 日本道路協会 舗装設計便覧（平成29年4月） 日本道路協会 舗装性能評価法（平成25年6月）</p>		<p>説（平成28年12月） 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月） 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月） 日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月） 日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月） 日本道路協会 舗装性能評価法（平成25年4月）</p>		
第4節	舗装工	第4節	舗装工		
6-2-4-10	コンクリート舗装工	6-2-4-10	コンクリート舗装工		
4. 初期養生	<p>初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行わなければならない。</p>	4. 初期養生	<p>初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。</p>	文書修正	令和2年4月

第8節	防護柵工	第8節	防護柵工		
6-2-8-1	一般事項	6-2-8-1	一般事項		
3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」（日本道路協会、平成 28 年 12 月）、「道路土工要綱第 5 章 施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工、3-2-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」（日本道路協会、平成 29 年 7 月）、「道路土工要綱第 5 章 施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工、3-2-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	発行日修正	令和2年4月
第9節	標識工	第9節	標識工		
6-2-9-2	材 料	6-2-9-2	材 料		
4. リブの取付	受注者は、標 識 板には 設計図書 に示す位置にリブを標 識 板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	4. リブの取付	受注者は、標 示 板には 設計図書 に示す位置にリブを標 示 板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	文書修正 発行日追加	令和2年4月
5. 下地処理	受注者は、標 識 板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	5. 下地処理	受注者は、標 示 板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。		
6. 文字・記号等	受注者は、標 識 板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	6. 文字・記号等	受注者は、標 示 板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（ 日本道路協会、昭和 62 年 1 月 ）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。		

第11節	道路植栽工	第11節	道路植栽工		
6-2-11-1	一般事項	6-2-11-1	一般事項		
3. 適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3 施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成28年9月)の規定及び本編6-2-11-3 道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	3. 適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3 施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編6-2-11-3 道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	発行日修正	令和2年4月
第3章	橋梁下部	第3章	橋梁下部		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成25年8月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成29年5月)</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>日本道路協会 道路橋補修・補強事例集 (2012年度版)(平成27年9月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成29年2月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成29年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成10年2月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成28年9月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成29年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成27年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成28年10月)</p>		<p>日本道路協会 道路橋補修・補強事例集 (2012年度版)(平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p>		
第4節	工場製品輸工	第4節	工場製品輸送工		
第6節	橋台工	第6節	橋台工		
6-3-6-8	橋台躯体工	6-3-6-8	橋台躯体工		
3. 防錆処置	<p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	3. 防錆処置	<p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</p>	文書修正	令和2年4月

第4章	鋼橋上部	第4章	鋼橋上部		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年 <u>11</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (平成 <u>19</u>年 <u>9</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>25</u>年 <u>8</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 <u>29</u>年 <u>5</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 <u>28</u>年 <u>11</u>月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 <u>29</u>年 <u>7</u>月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (<u>平成 25</u>年 <u>8</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和 <u>55</u>年 <u>8</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>31</u>年 <u>2</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 <u>26</u>年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成 <u>19</u>年 <u>10</u>月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 <u>28</u>年 <u>12</u>月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (<u>昭和 54</u>年 <u>1</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>する資料集（平成 <u>24</u>年 <u>4</u>月） 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 （平成 <u>26</u>年 <u>8</u>月） 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 （平成 14年 <u>5</u>月）</p>		<p>する資料集（平成 <u>3</u>年 <u>7</u>月） 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 （平成 <u>19</u>年 <u>3</u>月） 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 （平成 14年 <u>3</u>月）</p>		
第8節	橋梁付属物工	第8節	橋梁付属物工		
6-4-8-6	橋梁用防護柵工	6-4-8-6	橋梁用防護柵工		
	<p>受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p>		<p><u>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p><u>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u></p> <p><u>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u></p> <p><u>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p>	追記	令和2年4月

第5章	コンクリート橋上部	第5章	コンクリート橋上部		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>16</u>年 <u>4</u>月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 <u>29</u>年 <u>7</u>月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年 <u>4</u>月)</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>31</u>年 <u>2</u>月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 <u>28</u>年 <u>12</u>月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年 <u>3</u>月)</p>	追記 発行日修正	令和2年4月
第5節	PC橋工	第5節	PC橋工		
6-5-5-1	一般事項	6-5-5-1	一般事項		
5. PC鋼材両端のねじの使用	<p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	5. PC鋼材両端のねじの使用	<p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1</u>~<u>4</u> (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	追記	令和2年4月

第6節	プレビーム桁橋工	第6節	プレビーム桁橋工		
6-5-6-1	一般事項	6-5-6-1	一般事項		
7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1</u> ~ <u>4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	追記	令和2年4月
第7節	PCホロースラブ橋工	第7節	PCホロースラブ橋工		
6-5-7-1	一般事項	6-5-7-1	一般事項		
7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1</u> ~ <u>4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	追記	令和2年4月
第8節	RCホロースラブ橋工	第8節	RCホロースラブ橋工		
6-5-8-1	一般事項	6-5-8-1	一般事項		
7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1</u> ~ <u>4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	追記	令和2年4月
第9節	PC版桁橋工	第9節	PC版桁橋工		
6-5-9-1	一般事項	6-5-9-1	一般事項		
5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1</u> ~ <u>4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	追記	令和2年4月

第10節	PC箱桁橋工	第10節	PC箱桁橋工		
6-5-10-1	一般事項	6-5-10-1	一般事項		
7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	追記	令和2年4月
第11節	PC片持箱桁橋工	第11節	PC片持箱桁橋工		
6-5-11-1	一般事項	6-5-11-1	一般事項		
7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	追記	令和2年4月
第12節	PC押し箱桁橋工	第12節	PC押し箱桁橋工		
6-5-12-1	一般事項	6-5-12-1	一般事項		
7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	追記	令和2年4月
第6章	トンネル（NATM）	第6章	トンネル（NATM）		
第1節	適用	第1節	適用		
9. 坑内観察調査	受注者は、 設計図書 により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、 設計図書 に関して監督員と 協議 する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 <u>なお</u> 、計測記録を整備保管し、監督員の請	9. 坑内観察調査	受注者は、 設計図書 により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、 設計図書 に関して監督員と 協議 する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 <u>受注者は</u> 、計測記録を整備保管し、監督員	追記	令和2年4月

	求があった場合は、速やかに 提示 しなければならない。		の請求があった場合は、速やかに 提示 しなければならない。		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成19年6月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成28年9月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成29年1月） 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年4月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成29年4月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成27年11月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成28年10月）</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月） 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	厚生労働省 ずい道等建設工事における 粉塵対策に関するガイドライン (平成 23 年 3 月) <u>国土交通省 道路トンネル非常用施設設 置基準 (平成 11 年 9 月)</u>		厚生労働省 ずい道等建設工事における 粉塵対策に関するガイドライン (平成 29 年 6 月) <u>厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽に おける肌落ち災害防止対策に係るガイド ライン (平成 30 年 1 月)</u>		
第3節	トンネル掘削工	第3節	トンネル掘削工		
6-6-3-2	掘削工	6-6-3-2	掘削工		
			8. 切羽監視責任者の配置 <u>切羽監視責任者は、原則専任で配置しな ければならない。ただし、現場の状況に よりこれにより難しい場合は、設計図書に 関して監督員と協議し配置不要とするこ とができる。</u>	追記	令和2年4月
第7章	コンクリートシェッド	第7章	コンクリートシェッド		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	受注者は、 設計図書 において特に定め のない事項については、下記の基準類によ る。これにより難しい場合は、監督員の 承 諾 を得なければならない。なお、基準類 と 設計図書 に相違がある場合は、原則と して 設計図書 の規定に従うものとし、疑 義がある場合は監督員と 協議 しなければ ならない。		受注者は、 設計図書 において特に定め のない事項については、下記の基準類によ る。これにより難しい場合は、監督員の 承 諾 を得なければならない。なお、基準類 と 設計図書 に相違がある場合は、原則と して 設計図書 の規定に従うものとし、疑 義がある場合は監督員と 協議 しなければ ならない。 <u>また、基準類については表記 にかかわらず、原則最新で改正されたも のを適用する。</u>	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 <u>28</u> 年 <u>9</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 <u>29</u> 年 <u>4</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工 指針 (平成 <u>27</u> 年 <u>11</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工 指針 (平成 <u>28</u> 年 <u>10</u> 月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート 工法設計施工指針 (平成 3 年 <u>4</u> 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 <u>29</u> 年 <u>2</u> 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 <u>29</u> 年 <u>2</u> 月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計 便覧 (平成 <u>26</u> 年 <u>5</u> 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (設 計編) (平成 <u>25</u> 年 3 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (施 工編) (平成 <u>25</u> 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>25</u> 年 <u>8</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 <u>22</u> 年 <u>1</u> 月)</p>		<p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 <u>21</u> 年 <u>6</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 <u>24</u> 年 <u>7</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工 指針 (平成 <u>22</u> 年 <u>3</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工 指針 (平成 <u>11</u> 年 <u>3</u> 月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート 工法設計施工指針 (平成 3 年 <u>3</u> 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 <u>27</u> 年 <u>3</u> 月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 <u>27</u> 年 <u>3</u> 月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計 便覧 (平成 <u>6</u> 年 <u>2</u> 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (設 計編) (平成 <u>30</u> 年 3 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (施 工編) (平成 <u>30</u> 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>31</u> 年 <u>2</u> 月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成 <u>2</u> 年 <u>5</u> 月)</p>		
--	--	--	--	--	--

第8章	鋼製シェッド	第8章	鋼製シェッド		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年 <u>11</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (平成 <u>19</u>年 <u>9</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>25</u>年 <u>8</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 <u>29</u>年 <u>5</u>月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (平成 <u>25</u>年 <u>8</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 <u>24</u>年 <u>4</u>月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 <u>29</u>年 <u>2</u>月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和 <u>55</u>年 <u>8</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 <u>31</u>年 <u>2</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 <u>26</u>年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和 <u>54</u>年 <u>1</u>月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 <u>3</u>年 <u>7</u>月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成 <u>27</u>年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	(平成29年2月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成28年9月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成29年4月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成27年11月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成28年10月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成22年1月)		(平成27年3月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)		
第5節	鋼製シェッド下部工	第5節	鋼製シェッド下部工		
6-8-5-6	受台工	6-8-5-6	受台工		
5. 支承部の箱抜き の施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	5. 支承部の箱抜き の施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「 <u>道路橋支承便覧第5章支承部の施工</u> 」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	追記	令和2年4月
第9章	地下横断歩道	第9章	地下横断歩道		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑		受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (平成25年 8月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成29年 2月) 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成27年 11月)</p>		<p>義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年 1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年 3月) 日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成22年 3月)</p>		
第10章	地下駐車場	第10章	地下駐車場		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針同解説 (平成28年 8月)</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針同解説 (平成4年 11月)</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

第11章	共同溝	第11章	共同溝		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (平成29年4月)</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)</p>	追記 発行日修正	令和2年4月
第12章	電線共同溝	第12章	電線共同溝		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p>	追記	令和2年4月

第13章	情報ボックス工	第13章	情報ボックス工		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。		受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。 <u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u>	追記	令和2年4月
第14章	道路維持	第14章	道路維持		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成27年9月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧		受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。 <u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>(平成 <u>28</u> 年 <u>5</u> 月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 <u>29</u> 年 <u>4</u> 月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 <u>27</u> 年 <u>4</u> 月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 <u>26</u> 年 <u>8</u> 月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 <u>29</u> 年 <u>4</u> 月)</p>		<p>(平成 <u>31</u> 年 <u>3</u> 月)</p> <p><u>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (付属施設編) (平成 28 年 11 月)</u></p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 <u>18</u> 年 <u>2</u> 月)</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 <u>13</u> 年 <u>9</u> 月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 <u>18</u> 年 <u>2</u> 月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 <u>18</u> 年 <u>2</u> 月)</p>		
第7節	標識工	第7節	標識工		
6-14-7-2	材 料	6-14-7-2	材 料		
<p>4. 標識板</p> <p>5. 標識板の下地処理</p> <p>6. 標識板の文字・記号等</p>	<p>受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4. 標示板</p> <p>5. 標示板の下地処理</p> <p>6. 標示板の文字・記号等</p>	<p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説 (<u>日本道路協会、昭和 62 年 1 月</u>) による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければ</p>	<p>追記 文書修正</p>	<p>令和2年4月</p>

			ばならない。		
第19節	道路付属物復旧工	第19節	道路付属物復旧工		
6-14-19-3	付属物復旧工	6-14-19-3	付属物復旧工		
5. 標識板復旧の施工	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	5. 標示板復旧の施工	受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	文書修正	令和2年4月
第15章	雪 寒	第15章	雪 寒		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。		受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。 <u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u>	追記	令和2年4月
第16章	道路修繕	第16章	道路修繕		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑		受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 <u>19</u>年 <u>6</u>月)</p>		<p>義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 <u>31</u>年 <u>3</u>月)</p>		
第9節	標識工	第9節	標識工		
6-16-9-2	材 料	6-16-9-2	材 料		
<p>4. リブの取付</p> <p>5. 脱脂処理</p> <p>6. 標識板の文字・記号等</p>	<p>受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4. リブの取付</p> <p>5. 脱脂処理</p> <p>6. 標示板の文字・記号等</p>	<p>受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	文書修正	令和2年4月
第17節	法面工	第17節	法面工		
6-16-17-1	一般事項	6-16-17-1	一般事項		
2. 適用規定	<p>法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、</p>	2. 適用規定	<p>法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、</p>	発行日修正	令和2年4月

	「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成 22 年 4 月)、「のり枠工の設計・施工指針第 7 章 吹付枠工、第 8 章 プレキャスト枠工、第 9 章 現場打ちコンクリート枠工」(全国特定法面保護協会、平成 18 年 11 月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章 施工」(地盤工学会、平成 24 年 5 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。		「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成 22 年 4 月)、「のり枠工の設計・施工指針第 7 章 吹付枠工、第 8 章 プレキャスト枠工、第 9 章 現場打ちコンクリート枠工」(全国特定法面保護協会、平成 25 年 10 月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章 施工」(地盤工学会、平成 24 年 5 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。		
第 18 節	落石雪害防 止 工	第 18 節	落石雪害防 護 工	文字修正	令和 2 年 4 月
6-16-18-1	一般事項	6-16-18-1	一般事項		
1. 適用工種	本節は、落石雪害防 止 工として作業土工(床掘り・埋戻し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	1. 適用工種	本節は、落石雪害防 護 工として作業土工(床掘り・埋戻し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。		
2. 落石雪害防止工の施工	受注者は、落石雪害防 止 工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と 協議 しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急 措 置をとった後、直ちにその 措 置内容を監督員に 連絡 しなければならない。	2. 落石雪害防護工の施工	受注者は、落石雪害防 護 工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と 協議 しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急 処 置をとった後、直ちにその 処 置内容を監督員に 連絡 しなければならない。	文字修正	令和 2 年 4 月

6-16-18-2	材 料	6-16-18-2	材 料		
	受注者は、落石雪害防 <u>止</u> 工の施工に使用する材料で、 設計図書 に記載のないものについては、 設計図書 に関して監督員に 協議し承諾 を得なければならない。		受注者は、落石雪害防 <u>護</u> 工の施工に使用する材料で、 設計図書 に記載のないものについては、 設計図書 に関して監督員に 協議し承諾 を得なければならない。	文字修正	令和2年4月

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第7編	下水道編	第7編	下水道編		
第1章	総則	第1章	総則		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類及びその他の関係基準類によらなければならない。</p> <p>日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（前篇）（<u>2009</u>年版）</p> <p>日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（後篇）（<u>2009</u>年版）</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類及びその他の関係基準類によらなければならない。<u>なお、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（前篇）（<u>2019</u>年版）</p> <p>日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（後篇）（<u>2019</u>年版）</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第8編	公園緑地編	第8編	公園緑地編		
第1章	総則	第1章	総則		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成28年9月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成26年10月） 日本道路協会 道路土工－盛土指針（平成26年9月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成29年2月）</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年度版）（令和元年7月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月） 日本道路協会 道路土工－盛土指針（平成22年4月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成 <u>29</u>年 <u>4</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成 <u>27</u>年 <u>11</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成 <u>28</u>年 <u>10</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—土質調査指針 (平成 <u>19</u>年 <u>8</u>月)</p> <p>国土交通省 発生土利用基準 (平成 18年 <u>6</u>月)</p>		<p>日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成 <u>24</u>年 <u>7</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成 <u>22</u>年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成 <u>11</u>年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—土質調査指針 (昭和 <u>61</u>年 <u>11</u>月)</p> <p>国土交通省 発生土利用基準 (平成 18年 <u>8</u>月)</p>		
第6節	法面工	第6節	法面工		
8-1-6-1	一般事項	8-1-6-1	一般事項		
	<p>2. 受注者は、法面の施工については、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面個編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成 <u>29</u>年 <u>2</u>月)、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成 <u>26</u>年 <u>9</u>月)、「のり枠工の設計・施工指針 8 章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成 25年 10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤震工学会、平成 24年 5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>		<p>2. 受注者は、法面の施工については、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面個編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成 <u>21</u>年 <u>6</u>月)、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成 <u>22</u>年 <u>4</u>月)、「のり枠工の設計・施工指針 8 章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成 25年 10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤震工学会、平成 24年 5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	発行日修正	令和2年4月

第8節	擁壁工	第8節	擁壁工		
8-1-8-1	一般事項	8-1-8-1	一般事項		
	2. 受注者は、擁壁工の施工については、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成29年4月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。		2. 受注者は、擁壁工の施工については、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	発行日修正	令和2年4月
第2章	植 栽	第2章	植 栽		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年9月）</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。<u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年度版）（令和元年7月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

第3章	施設整備	第3章	施設整備		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（<u>平成28年度版</u>）（<u>平成28年6月</u>） 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（<u>2009年版</u>）（<u>平成21年10月</u>） 日本道路協会 道路土工要綱（平成<u>28年9月</u>） 日本道路協会 道路土工一排水工指針（<u>平成19年4月</u>） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成<u>29年2月</u>） インターロッキングブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領（平成<u>29年3月</u>） 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（<u>平成21年8月</u>）</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（<u>令和元年度版</u>）（<u>令和元年7月</u>） 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（<u>2019年版</u>）（<u>平成31年9月</u>） 日本道路協会 道路土工要綱（平成<u>21年6月</u>） 日本道路協会 道路土工一排水工指針（<u>昭和62年6月</u>） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成<u>4年12月</u>） インターロッキングブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領（平成<u>19年3月</u>） 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（<u>昭和60年9月</u>）</p>	追記 発行日修正	令和2年4月

	<p>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年度版）（平成27年9月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成28年5月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成28年11月）</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（平成29年1月）</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針（平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成29年7月）</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（平成25年12月）</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説（平成28年8月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（平成25年8月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007（平成23年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧（平成29年4月）</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針</p>		<p>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年度版）（平成22年11月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説（平成4年11月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）</p> <p>日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007（平成19年3月）</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針</p>		
--	--	--	---	--	--

	(平成26年8月) 日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (平成22年4月)		(平成18年2月) 日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)		
第7節	園路広場整備工	第7節	園路広場整備工		
8-3-7-2	材 料	8-3-7-2	材 料		
	2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。		2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	発行日修正	令和2年4月
8-3-7-21	視覚障害者誘導用ブロック	8-3-7-21	視覚障害者誘導用ブロック		
	2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章 施工(日本道路協会、平成21年8月)の規定による。 なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。 3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、平成21年8月)の規定によるもののほか、 設計図書 による。		2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章 施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定による。 なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。 3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定によるもののほか、 設計図書 による。	発行日修正	令和2年4月

第4章	グランド・コート整備	第4章	グランド・コート整備		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	<p>受注者は、設計図書において特に定めない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成28年9月） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説（平成29年2月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成29年4月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成27年11月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成28年10月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年度版）（平成27年9月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</p>		<p>受注者は、設計図書において特に定めない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>また、基準類については表記にかかわらず、原則最新で改正されたものを適用する。</u></p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年度版）（令和元年7月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説（平成4年12月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年度版）（平成22年11月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧</p>	発行日修正	令和2年4月

	(平成 <u>28</u> 年 <u>5</u> 月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成 <u>19</u> 年 <u>1</u> 月) 日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007(平成 <u>23</u> 年 <u>2</u> 月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年 <u>8</u> 月 <u>1</u> 日)		(平成 <u>31</u> 年 <u>3</u> 月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成 <u>8</u> 年 <u>10</u> 月) 日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007(平成 <u>19</u> 年 <u>3</u> 月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年 <u>7</u> 月 <u>31</u> 日)		
第4節	スタンド整備工	第4節	スタンド整備工		
8-4-4-3	スタンド擁壁工	8-4-4-3	スタンド擁壁工		
	1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針5-11 施工一般」(日本道路協会、平成 <u>29</u> 年 <u>4</u> 月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4・3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。		1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針5-11 施工一般」(日本道路協会、平成 <u>24</u> 年 <u>7</u> 月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4・3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	発行日修正	令和2年4月

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）																					
第9編	水道編	第9編	水道編																							
第1節	総則	第1節	総則																							
9-1-1-2	提出書類	9-1-1-2	提出書類																							
	<p>受注者は、他の編によるもののほか、表9-1-1の書類を姫路市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 9-1-1 提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>部数</th> <th>提出期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事連絡表</td> <td>1部</td> <td rowspan="2">工事着手前</td> </tr> <tr> <td>使用材料確認願</td> <td><u>2</u>部</td> </tr> <tr> <td>工事日報</td> <td>1式</td> <td>工事完了後直ちに</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	部数	提出期日	工事連絡表	1部	工事着手前	使用材料確認願	<u>2</u> 部	工事日報	1式	工事完了後直ちに	<p>受注者は、他の編によるもののほか、表9-1-1の書類を姫路市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 9-1-1 提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>部数</th> <th>提出期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事連絡表</td> <td>1部</td> <td rowspan="2">工事着手前</td> </tr> <tr> <td>使用材料確認願</td> <td><u>1</u>部</td> </tr> <tr> <td>工事日報</td> <td>1式</td> <td>工事完了後直ちに</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	部数	提出期日	工事連絡表	1部	工事着手前	使用材料確認願	<u>1</u> 部	工事日報	1式	工事完了後直ちに	文字修正	令和2年4月
提出書類	部数	提出期日																								
工事連絡表	1部	工事着手前																								
使用材料確認願	<u>2</u> 部																									
工事日報	1式	工事完了後直ちに																								
提出書類	部数	提出期日																								
工事連絡表	1部	工事着手前																								
使用材料確認願	<u>1</u> 部																									
工事日報	1式	工事完了後直ちに																								
9-1-1-7	適用すべき諸基準	9-1-1-7	適用すべき諸基準																							
	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本水道協会 水道施設設計指針 日本水道協会 水道維持管理指針 日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説</p>	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本水道協会 水道施設設計指針 日本水道協会 水道維持管理指針 日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説</p>	追記	令和2年4月																						

日本ダクタイル鉄管協会 便覧

...

日本水道協会 水道用バルブハンドブック

日本ダクタイル鉄管協会 便覧

...

(図表)

(図表)

水圧試験許容漏水量

別表1. 配水管 1km当たり (単位ℓ/20分)

管種 管径	試験水圧 0.735MPa/cm ²				鋼管(F継手) ビニル管	鋼管 (溶接)
	鑄鉄管(メカ・挿入継手)					
	5kg/cm ² 以下 0.49MPa以下	5~6kg/cm ² 0.49~0.588MPa	6~7kg/cm ² 0.588~0.686MPa	7kg/cm ² 以上 0.686MPa以上		
φ 50					0.645	許 容 量 な し
75	1.747	1.589	1.487	1.380	0.968	
100	2.330	2.120	1.957	1.840	1.291	
150	2.897	2.454	2.285	2.130	1.937	
200	3.508	3.222	3.020	2.840	2.533	
250	4.485	4.090	3.775	3.551	3.229	
300	4.315	3.926	3.624	3.408	3.274	
350	5.034	4.580	4.223	3.976	4.520	
400	5.532	5.034	4.646	4.370	5.168	
450	6.224	5.663	5.223	4.918	5.812	
500	6.915	6.282	5.808	5.462	6.458	
600	7.583	6.808	6.378	5.988	7.749	
700	8.353	7.440	6.997	6.041	8.041	
800	10.124	9.212	8.504	7.997	10.333	
900	11.380	10.364	9.567	8.998	11.624	

別表2. 給水管切替1箇所当たり (単位ℓ/20分)

管径	試験水圧 0.735MPa/cm ²				摘 要
	硬質塩化ビニル管				
	5kg/cm ² 以下 0.49MPa以下	5~6kg/cm ² 0.49~0.588MPa	6~7kg/cm ² 0.588~0.686MPa	7kg/cm ² 以上 0.686MPa以上	
φ 13	0.008	0.007	0.008	0.006	硬質塩化ビニル管
20	0.013	0.011	0.010	0.010	
25	0.017	0.015	0.014	0.013	
30	0.020	0.018	0.016	0.015	
40	0.027	0.024	0.022	0.021	
50	0.017	0.015	0.014	0.013	
75	0.015	0.013	0.012	0.011	
100	0.020	0.018	0.016	0.015	
150	0.031	0.028	0.026	0.024	
200	0.041	0.037	0.034	0.032	

表1. 水圧試験許容漏水量 (配水管)

配水管 1km当たり (単位ℓ/20分)

管種 管径	試験水圧 0.735MPa				鋼管(F継手) ビニル管	鋼管 (溶接)
	鑄鉄管(メカ・挿入継手)					
	既設管の水圧 (MPa)					
水圧 0.49以下	0.49 超え 0.588 以下	0.588 超え 0.686 以下	0.686 を超える			
φ 50					0.654	許 容 量 な し
75	1.747	1.589	1.487	1.380	0.968	
100	2.330	2.120	1.957	1.840	1.291	
150	2.897	2.454	2.285	2.130	1.937	
200	3.508	3.222	3.020	2.840	2.533	
250	4.485	4.090	3.775	3.551	3.229	
300	4.315	3.926	3.624	3.408	3.274	
350	5.034	4.580	4.223	3.976	4.520	
400	5.532	5.034	4.646	4.370	5.168	
450	6.224	5.663	5.223	4.918	5.812	
500	6.915	6.282	5.808	5.462	6.458	
600	7.583	6.808	6.378	5.988	7.749	
700	8.353	7.440	6.997	6.041	8.041	
800	10.124	9.212	8.504	7.997	10.333	
900	11.380	10.364	9.567	8.998	11.624	
1000	12.655	11.518	10.630	9.997	12.918	
1100	12.720	11.629	10.735	10.096	14.208	
1200	13.942	12.837	11.711	11.014	15.489	
1350	15.684	14.222	13.124	12.380	17.437	

表2. 水圧試験許容漏水量 (給水管)

給水管切替1箇所当たり (単位ℓ/20分)

管径	試験水圧 0.735MPa				摘 要
	硬質塩化ビニル管				
	既設管の水圧 (MPa)				
水圧 0.49以下	0.49 超え 0.588 以下	0.588 超え 0.686 以下	0.686 を超える		
φ 13	0.008	0.007	0.008	0.006	硬質塩化 ビニル管
20	0.013	0.011	0.010	0.010	
25	0.017	0.015	0.014	0.013	
30	0.020	0.018	0.016	0.015	
40	0.027	0.024	0.022	0.021	
50	0.017	0.015	0.014	0.013	
75	0.015	0.013	0.012	0.011	
100	0.020	0.018	0.016	0.015	
150	0.031	0.028	0.026	0.024	
200	0.041	0.037	0.034	0.032	

図表修正

消火栓設置標準図

持記仕様
<p>GLからスピンドルまでの高さH=150~300mmの範囲で納めること。 土被りの変動する場合はフランジ短管及び補修弁で調整しレジコン枠を増減すること。 鉄蓋の固定について 舗装道の場合は合材にて固定すること。 未舗装道の場合はコンクリートにて固定すること。但しコンクリートはC=24N/mm²を使用すること。 寸法 鉄蓋の端部より b=140mm GLより h=100mm 鉄蓋調整は枠1段目と2段目の間で調整すること。 鉄蓋の取付方向について 道路センターより路肩に向かって開けるよう設置すること。<u>(枠のチェーン取付箇所が路肩側にあるように設置すること)</u> 補修弁の取付方向について 管軸に対し直角にし、スピンドル側にハンドルが作動するように取付けること。 消火栓の取付方向について 管軸方向のスピンドルとカップリングが向くようにして且つ下流側にカップリングがくるように設置すること。 フランジ取付ボルトはSUSボルトを使用すること。</p>

空気弁設置標準図

持記仕様
<p>鉄蓋の固定について 舗装道の場合は合材にて固定すること。 未舗装道の場合はコンクリートにて固定すること。但しコンクリートはC=24N/mm²を使用のこと。 寸法 鉄蓋の端部より b=140mm GLより h=100mm 鉄蓋調整は枠1段目と2段目の間で調整すること。 鉄蓋の取付方向について 道路センターより路肩に向かって開けるよう設置すること。<u>(枠のチェーン取付箇所が路肩側にあるように設置すること)</u> 補修弁の取付方向について 管軸に対し直角にし、スピンドル側にハンドルが作動するように取付けること。 フランジ取付ボルトはSUSボルトを使用すること。</p>

消火栓設置標準図

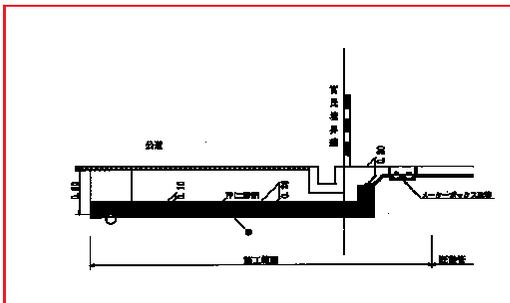
持記仕様
<p>GLからスピンドルまでの高さH=150~300mmの範囲で納めること。 土被りの変動する場合はフランジ短管及び補修弁で調整しレジコン枠を増減すること。 鉄蓋の固定について 舗装道の場合は合材にて固定すること。 未舗装道の場合はコンクリートにて固定すること。但しコンクリートはC=24N/mm²を使用のこと。 寸法 鉄蓋の端部より b=140mm GLより h=100mm 鉄蓋調整は枠1段目と2段目の間で調整すること。 鉄蓋の取付方向について 道路センターより路肩に向かって開けるよう設置すること。<u>(なお、消火栓の周囲に鉄蓋の開閉作業に支障となる工作物等がある場合はこの限りでない)</u> 補修弁の取付方向について 管軸に対し直角にし、スピンドル側にハンドルが作動するように取付けること。 消火栓の取付方向について 管軸方向のスピンドルとカップリングが向くようにして且つ下流側にカップリングがくるように設置すること。 フランジ取付ボルトはSUSボルトを使用すること。</p>

空気弁設置標準図

持記仕様
<p>鉄蓋の固定について 舗装道の場合は合材にて固定すること。 未舗装道の場合はコンクリートにて固定すること。但しコンクリートはC=24N/mm²を使用のこと。 寸法 鉄蓋の端部より b=140mm GLより h=100mm 鉄蓋調整は枠1段目と2段目の間で調整すること。 鉄蓋の取付方向について 道路センターより路肩に向かって開けるよう設置すること。 補修弁の取付方向について 管軸に対し直角にし、スピンドル側にハンドルが作動するように取付けること。 フランジ取付ボルトはSUSボルトを使用すること。</p>

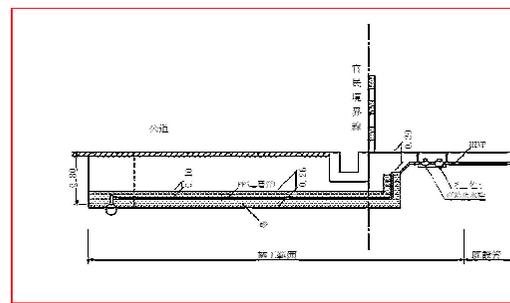
給水管切替工標準図

給水管 $\Phi 20\sim 25$ H=0.80

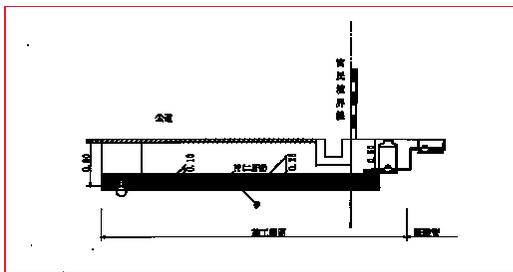


給水管切替工標準図

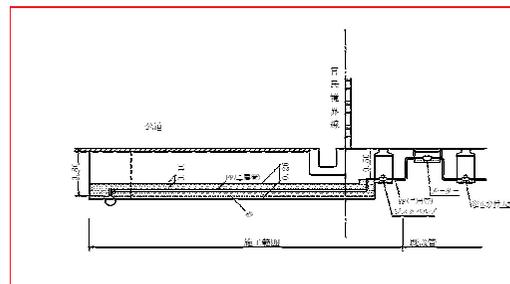
給水管 $\Phi 20\sim 25$ H=0.80



給水管 $\Phi 30\sim 40$ H=0.80

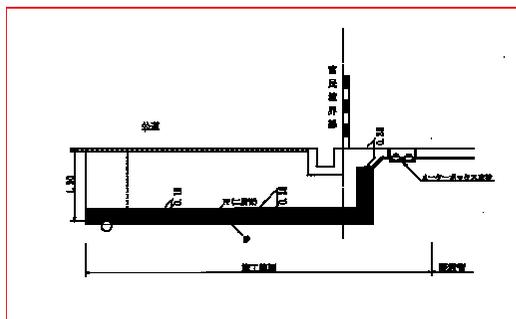


給水管 $\Phi 30\sim 40$ H=0.80



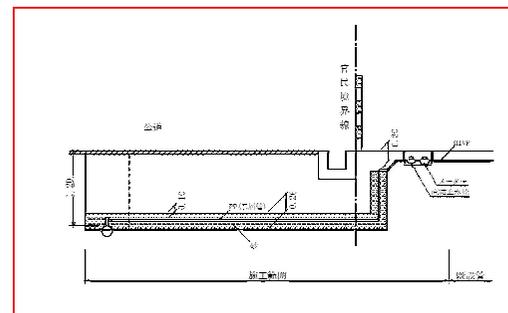
給水管切替工標準図

給水管 $\Phi 20 \sim 25$ H=1.20

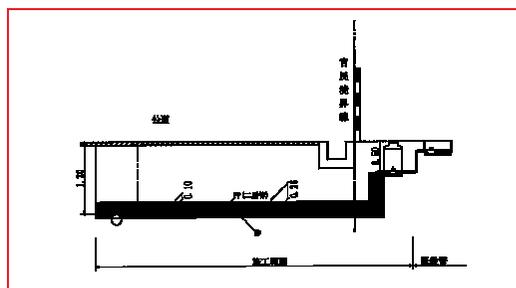


給水管切替工標準図

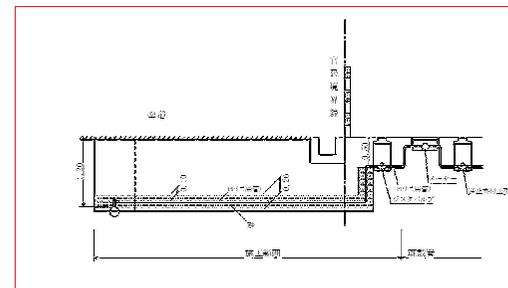
給水管 $\Phi 20 \sim 25$ H=1.20



給水管 $\Phi 30 \sim 40$ H=1.20



給水管 $\Phi 30 \sim 40$ H=1.20



姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）
第10編	農林編	第10編	農林編		
第1章	ため池工事	第1章	ため池工事		
第1節	総則	第1節	総則		
10-1-1-1	適用	10-1-1-1	適用		
	姫路市所管の農業農村整備工事は、農林水産省農村振興局整備部設計課監修「土木工事共通仕様書」（平成29年10月）」に準ずるものとし、下記事項について読み替え施行するものとする。また第1章「総則」及び「土木工事共通仕様書に基づく提出様式」の記述は、下記に示す以外、「土木工事共通仕様書 姫路市」を優先する。		姫路市所管の農業農村整備工事は、農林水産省農村振興局整備部設計課監修「土木工事共通仕様書」（平成31年3月）」に準ずるものとし、下記事項について読み替え施行するものとする。また第1章「総則」及び「土木工事共通仕様書に基づく提出様式」の記述は、下記に示す以外、「土木工事共通仕様書 姫路市」を優先する。	発行日修正	令和2年4月
第2章	治山・林道工事	第2章	治山・林道工事		
第1節	総則	第1節	総則		
10-2-1-1	適用	10-2-1-1	適用		
	姫路市所管の治山、林道工事は、兵庫県農林水産部農林水産局治山課監修「森林土木工事等仕様書」（平成14年4月）」に準ずるものとし、下記事項について読み替え施行するものとする。また第1章「総則」及び「付属資料1 治山、林道等工事現場における標示板設置基準」の記述は、下記に示す以外「土木工事共通仕様書 姫路市」を優先する。		姫路市所管の治山、林道工事は、兵庫県農林水産部農林水産局治山課監修「森林土木工事等仕様書」（令和元年8月）」に準ずるものとし、下記事項について読み替え施行するものとする。また第1章「総則」及び「付属資料1 治山、林道等工事現場における標示板設置基準」の記述は、下記に示す以外「土木工事共通仕様書 姫路市」を優先する。	発行日修正	令和2年4月

令和2年4月1日発行